

群馬県地域医療介護連携感染症予防・対策事業費補助金交付要綱

制 定	令和 2 年 1 1 月 2 7 日 健福第 3 0 1 8 7 - 2 号
一部改正	令和 3 年 3 月 9 日 健福第 3 0 1 8 7 - 9 号
一部改正	令和 3 年 5 月 3 1 日 健 長 第 3 3 - 1 号
一部改正	令和 3 年 1 1 月 2 2 日 健 長 第 3 3 - 2 号
一部改正	令和 4 年 2 月 4 日 健 長 第 3 3 - 3 号
一部改正	令和 5 年 4 月 2 8 日 介高第 3 0 4 9 3 - 2 号

(通則)

第 1 条 群馬県地域医療介護連携感染症予防・対策事業費補助金の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、群馬県補助金等に関する規則（昭和 3 1 年群馬県規則第 6 8 号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金は、地域における医療と介護との連携事業に支援を行うことで、高齢者施設等における感染症の予防・対策を推進するとともに、地域における医療と介護との連絡体制を構築し、もって地域包括ケアシステムの推進に資することを目的として交付する。

(交付の対象)

第 3 条 この補助金は、別表第 1 の第 5 欄に定める者（以下「事業者」という。）が実施

する同表の第1欄に掲げる事業（以下「感染症予防事業」という。）を交付の対象とする。

2 事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

二 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

三 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

四 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

五 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

六 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

七 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

八 暴力団員と密接な交友関係を有する者

3 補助金の対象経費は、別表第1の第4欄に定める経費（以下「対象経費」という。）とする。

（交付額の算定方法）

第4条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

一 別表第1の第2欄に定める基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、当該事業の総事業費（総事業費が確定していない場合は総事業費の見込額。以下同じ。）から当該事業に対する寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

二 前号の規定により選定された額に別表第1の第6欄に定める補助率を乗じる。

2 前項の規定により算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付の条件）

第5条 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 感染症予防事業の内容の変更（軽微な変更を除く。次条において同じ。）を行おうとする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- 二 感染症予防事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- 三 感染症予防事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 四 感染症予防事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この基金事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- 五 知事の承認を受けて財産処分をすることにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 六 感染症予防事業により取得し、又は効用の増加した財産については、感染症予防事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- 七 感染症予防事業に係る関係書類の保存については、感染症予防事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を感染症予防事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- 八 感染症予防事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- 九 感染症予防事業の遂行において第3条第2項各号に掲げる者から不当な要求行為を受けたときは、県に報告し、警察に通報すること。
- 2 知事は、事業者が交付決定に付された条件に違反した場合は、この交付決定の全部又は一部を取消し、補助金の全部又は一部を県に返還させることができる。
- 3 感染症予防事業に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金の交付を受けてはならない。
- 4 交付対象事業の着手は、原則として、補助金交付決定通知を受けて行うものとするが、

当該年度において、やむを得ない事情により、補助金交付決定前に着手（以下「交付決定前着手」という。）することができるものとする。

- 5 事業者は、前項の交付決定前着手を行う必要がある場合は、補助金交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で、交付決定前着手届（別記様式第1号）又は知事の定める方法によりあらかじめ届け出るものとする。

（申請手続）

第6条 この補助金の交付の申請は、別記様式第2号による申請書を知事が別に定める期日までに提出するものとする。

- 2 感染症予防事業の内容の変更の申請は、別記様式第3号による変更交付申請書を提出するものとする。

（概算払請求）

第7条 事業者は、規則第7条第2項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、別記様式第4号の概算払請求書を知事に提出するものとする。

（実績報告）

第8条 感染症予防事業の事業実績の報告は、事業完了後10日以内（第5条第1項第2号により中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から10日以内）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第5号による報告書を知事に提出して行わなければならない。

（補助金の額の確定等）

第9条 知事は、前条による実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容の審査及び必要により現地調査を行い、当該審査及び調査により適正であると認めるときは、当該感染症予防事業に係る補助金の額を確定し、通知しなければならない。

- 2 前項による補助金の額の確定は、第5条第2項の規定による交付決定の取消しを妨げないものとする。

（補助金の返還）

第10条 知事は、交付すべき補助金の総額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずるものとする。

(仕入控除税額の報告)

第11条 感染症予防事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別記様式第6号により速やかに、遅くとも感染症予防事業の完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。この場合において、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を知事に返還しなければならない。

(その他)

第12条 特別の事情により、第4条から前条までに定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年11月27日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月9日から施行し、令和2年度の事業から適用する。
- 1 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき規則第5条の規定による交付決定（変更交付決定を含む。この項において「交付決定」という。）を受けた事業は、当該交付決定において「群馬県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（地域医療介護連携感染症予防・対策事業）」とあるのは「群馬県地域医療介護連携感染症予防・対策事業」と、「群馬県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（地域医療介護連携感染症予防・対策事業）交付要綱」とあるのは「群馬県地域医療介護連携感染症予防・対策事業費補助金交付要綱」と読み替えるものとする。

附則

この要綱は、令和3年5月31日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年11月22日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年2月4日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月28日から施行する。

別表第1

1 基金事業	2 基準額	3 事業内容	4 対象経費	5 基金事業者	6 補助率
<p>地域医療介護連携感染症予防・対策事業</p>	<p>派遣人件費（旅費を含む。） 1回1人当たり 医師 31,183円 医師以外の職種 21,160円</p> <p>旅費（地域外加算：郡市医師会の地域を越える派遣） 派遣人件費に加えて片道1回1車両当たり別表第2に規定する額（往復の場合は、同表に規定する額に2を乗じて得た額）</p> <p>相談対応（郡市医師会のこの事業の担当理事その他会員に限る。） 1件1人当たり 556円</p> <p>上記の経費以外の経費 知事が必要と認めた額</p>	<p>1 郡市医師会のコーディネータ又は群馬県医師会の調整により、群馬県医師会（感染症対策連絡協議会）を通じて、基幹病院の感染制御部門等の専門的知見を有する者を高齢者施設等に派遣し、感染症の予防・対策に関して実地に助言を行う事業</p> <p>2 郡市医師会のコーディネータ又は群馬県医師会の調整により、①派遣調整や派遣後の報告のための関係者による会議、②高齢者施設等を対象とする感染症予防・対策の研修会や講習会、③高齢者施設等への医師会の会員又は外部専門家等の派遣を行うなどの事業</p> <p>3 群馬県医師会の行う1及び2の補助対象事業を支援する事業</p>	<p>3の事業内容の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>①報償費 ②旅費 ③食糧費 ④消耗品費 ⑤印刷製本費 ⑥通信運搬費 ⑦保険料 ⑧使用料及び賃借料 ⑨手数料 ⑩委託料（前記①から⑨に掲げる経費に該当するもの）</p>	<p>群馬県医師会又は群馬県の区域に所在する郡市医師会</p>	<p>10/10</p>

別表第2

(単位：円)

郡市医師会	高崎市 医師会	桐生市 医師会	伊勢崎 佐波医 師会	太田市 医師会	群馬郡 医師会	渋川地 区医 師会	藤岡多 野医 師会	富岡市 甘楽郡 医師会	碓氷安 中医 師会	吾妻郡 医師会	沼田利 根医 師会	館林市 邑楽郡 医師会
前橋市医師会	235	672	402	822	370	397	447	657	447	840	867	1,225
高崎市医師会		892	437	862	297	542	322	462	280	985	1,012	1,260
桐生市医師会			472	422	1,042	1,015	895	1,317	1,120	1,457	1,485	817
伊勢崎佐波医師会				425	735	800	422	845	717	1,242	1,270	822
太田市医師会					1,160	1,215	847	1,270	1,142	1,657	1,685	452
群馬郡医師会						550	602	402	177	1,005	1,020	1,557
渋川地区医師会							820	870	660	455	470	1,622
藤岡多野医師会								445	575	1,262	1,290	1,202
富岡市甘楽郡医師会									255	1,327	1,340	1,625
碓氷安中医師会										1,072	1,130	1,540
吾妻郡医師会											575	2,065
沼田利根医師会												2,092

※ この表に掲げる金額は、片道の旅費（地域外加算）の金額